秋田県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成29年 3 月24日

秋田県知事職務代理者 秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 供用開始の区間

道路の 種類	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
国道	398号 雄勝郡羽後町貝沢字上開2番2地先から字稲 荷46番2地先まで		14. 5~119. 00	0. 125	

- 2 供用開始の期日 平成29年3月24日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成29年3月24日から同年4月6日まで(日曜日、土曜日を除く。)